

船舶事故調査報告書

令和元年9月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡及び乗組員行方不明
発生日時	平成31年2月23日 08時20分ごろ
発生場所	高知県高知市高知港南東方沖 高知灯台から真方位138°9.6海里（M）付近 （概位 北緯33°22.6′ 東経133°42.0′）
事故の概要	漁船第三栄丸 ^{さかえ} は、揚網作業中、甲板員1人が落水して行方不明となり、同甲板員を救助しようとして海中に飛び込んだ別の甲板員1人が溺死した。
事故調査の経過	平成31年2月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三栄丸、19トン KO2-7067（漁船登録番号）、個人所有 17.67m（Lr）×5.12m×1.39m、FRP ディーゼル機関、603.10kW、昭和58年6月14日
乗組員等に関する情報	船長 男性 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年5月27日 免許証交付日 平成30年10月26日 （令和5年11月7日まで有効） 甲板員A 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月9日 免許証交付日 平成27年5月20日 （令和2年6月19日まで有効） 甲板員B 男性 51歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成29年6月2日 免許証交付日 平成29年6月2日 （令和4年6月1日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）、行方不明 1人（甲板員B）
損傷	なし

気象・海象
 気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約11～12m/s、視界 良好
 海象：波向 北、波高 約2m、水温 約18℃
 高知市には、2月22日20時06分に強風注意報（海上で平均風速15m/s）が発表され、本事故時も継続中であった。

事故の経過
 本船は、船長、甲板員A、甲板員B及び別の甲板員1人（以下「甲板員C」という。）が乗り組み、2人が乗り組んだ僚船1隻と共に、平成31年2月23日03時ごろ高知港を出港し、高知港南東方沖の漁場で2そう引きによるえい網を行った後、07時ごろ機関を中立運転とし、船首が南方に向けた状態で揚網を開始した。
 乗組員の揚網時の役割分担は、船長が、後部甲板の右舷側で揚網機及びクレーンの操作を行い、甲板員Bが、右舷船尾部の舷縁に立って船尾方の海面を見ながら、上がってくる袋網（網の最後端部の漁獲物が入った部分）までの距離を知らせ、甲板員A及び甲板員Cが、上がってくるワイヤロープ及び網をローラに収まるように整えるものであった。（図1、写真1～3参照）

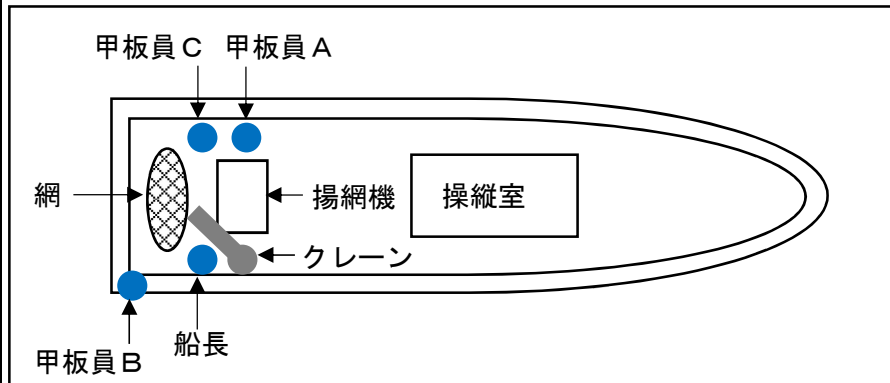


図1 事故直前の乗組員配置図



写真1 本船船尾部



写真2 後部甲板



写真3 甲板員Bの位置

船長及び甲板員Cは、袋網が後部甲板に上がった後、08時20分ごろ波により船体が動揺した際、手すりにつかまっていなかった状態の甲板員Bが、体勢を崩して「うわー」と声を上げながら船尾方の海中に落水したのを目撃した。

甲板員A及び甲板員Cは、後部甲板にあったロープ及び漁網用の浮きを海中に投げ入れたが、波及び風の影響で甲板員Bがつかむことができなかったので、08時30分ごろ甲板員Aが、海中に飛び込んだ。

船長は、08時36分ごろ海上保安庁に118番通報を行った。

甲板員Aは、甲板員Bの所に向かって泳いだものの、波及び風の影響で甲板員Bに近づくことができず、甲板員Bが、海中に沈んで行方がわからなくなった。

甲板員Aは、浮きをロープで自らの体に縛って浮いていたが、流されて行方がわからなくなった。

本船は、僚船と共に甲板員Aの捜索を行ったところ、僚船の乗組員がうつ伏せの状態で見えている甲板員Aを発見し、船長が09時47分ごろ海上保安庁に甲板員Aを発見した旨の118番通報を行った。

僚船は、ボートフックで甲板員Aを僚船の傍^{そば}まで引き寄せたが、僚船に引き上げることができなかったので、本船がクレーンで甲板員Aを本船の後部甲板に引き上げ、高知港に入港した。

甲板員Aは、11時19分ごろ海上保安庁から連絡を受けて高知港で待機していた救急車に収容され、同乗していた医師により死亡が確認され、後日、溺死と検案された。

本船は、その後、僚船、巡視艇及び航空機等と共に付近海域の捜索を続けたものの、甲板員Bは発見されずに行方不明となった。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

本船は、日帰りで通常3、4回操業を行うが、本事故当時、風が強くなってきたので1回の操業で帰港する予定であった。

本船には、固型式作業用救命衣及び首掛け式膨張型の救命胴衣が備

	<p>えられていたが、本事故当時、乗組員全員が救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長は、ふだんから甲板員Bに対し、右舷船尾部の舷縁に立った際は手すりにつかまるよう指示していたが、本事故当日は指示していなかった。</p> <p>甲板員Bが立っていた舷縁は、幅が約50cm、後部甲板上からの高さが約46cmであった。</p> <p>船長は、本事故の前日に強風注意報が発表されていたことは知っていたが、本事故当時、同注意報が継続中であることは知らなかった。</p> <p>甲板員Aは、沖合底びき漁船の乗船経験が約50年あり、本船の乗船経験が約4年あった。</p> <p>甲板員Bは、定置網漁船の乗船経験が約3年あり、本船での乗船経験が約4年あった。</p> <p>甲板員A及び甲板員Bは、本事故当時、共に上着、ズボン、カップを着用し、長靴を履いていた。</p> <p>甲板員A及び甲板員Bは、本事故当時、体調不良を訴えていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>甲板員Aは、溺死した。</p> <p>甲板員Bは、行方不明となった。</p> <p>本船は、高知港南東方沖で揚網作業中、強風注意報が発表され、北から波高約2mの波がある状況下、波により船体が動揺した際、手すりにつかまっていない状態の甲板員Bが体勢を崩して落水し、甲板員Aが甲板員Bを救助しようとして海中に飛び込んだものと推定される。</p> <p>甲板員Aは、救命胴衣を着用していなかったことから、浮力を十分に得られずに溺死したものと推定される。</p> <p>甲板員Bは、波により船体が動揺した際、手すりにつかまっていない状態で体勢を崩して落水し、行方不明になったものと推定される。</p> <p>甲板員Bは、救命胴衣を着用していなかったことから、浮力を十分に得られずに行方不明になったものと推定される。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、高知港南東方沖で揚網作業中、強風注意報が発表され、北から波高約2mの波がある状況下、波により船体が動揺した際、手すりにつかまっていない状態の甲板員Bが体勢を崩して落水し、また、甲板員Aが甲板員Bを救助しようとして海中に飛び込んだことにより発生したものと推定される。</p>

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 甲板上では、救命胴衣を着用すること。・ 出港前に気象情報を適切に入手し、荒天が予想される時は出港を控えること。・ 落水するおそれのある場所で作業を行う際は、不意の動揺に備えて手すりにつかまる等、落水防止の措置を採ること。
--------------	---

付図1 事故発生場所概略図

